

●香川県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年10月15日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町富熊字本村435 番2地先 (詳細な区間は、関係図面で 示す)	11.8~13.9	12	令和5年12月5日付け香川県告 示第298号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和6年10月15日